東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月２６日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１５件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	燃料プール冷却材浄化系フィルタ（Ｂ）プリコート入口弁の点検時、制御用空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	D	
2	１号機	主復水器細管洗浄装置（Ａ～Ｄ）ボール捕集器において、グランド部よりリーク（鉛筆１本程度）が認められたため、グランド部を点検・調整	D	
3	２号機	循環水ポンプ（Ａ）モータ冷却水配管の点検時、フローグラスのガラスシール部に水のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
4	２号機	給水加熱器ドレンポンプ（Ａ）の点検時、ドレンピット内に溜まり水が認められたため、原因調査	A	9月27日公表済 12月20日再審議にてグレード変更「Ｂ→Ａ」
5	３号機	高圧復水ポンプ室換気空調系局所空調機において、フィルタに汚れが認められたため、フィルタを交換	D	
6	５号機	循環水ポンプ（Ｃ）軸受潤滑水供給電磁弁の点検時、コイルに断線が認められたため、コイルを修理	D	
7	５号機	原子炉建屋及びタービン建屋補機冷却水温度及び海水ポンプ軸受温度打点式記録計において、チャート用紙送り不良等が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	５号機	循環水ポンプ（Ｂ）への硫酸第一鉄注入配管凍結防止用ヒータの使用状態表示灯ボックスに破損が認められたため、当該ボックスを点検・修理	D	
9	５号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理系排ガスサンドフィルタ入口通常流量変換器等（５台）の計器仕様表に、入力計器番号の誤記等が認められたため、対応検討	C	
10	５号機	ドライウェル除湿系冷水ポンプ（Ｃ）ミニチュアベント弁において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	６号機	給復水系酸素注入装置用ボンベ室において、漏えい表示灯のケーブル電線管に腐食が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
12	集中環境施設	重油供給系重油タンク液位調節弁において、腐食による塗装の剥離が認められたため、当該弁を補修塗装	D	
13	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集ポンプ（Ａ）吐出配管において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	集中環境施設	海水冷却系海水ストレーナ（Ｂ）入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	その他	使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋の警報記録盤において、「エリア放射線モニタ下限／動作不良」の警報が発生し、すぐに復帰したため、原因調査	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで